

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成29年2月24日

世田谷区

### 1. 業務の概要

(1) 件名 平成29年度東京2020大会案内・誘導サイン等整備計画策定業務委託

(2) 事業の目的

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において使用される馬事公苑の界わい・大蔵運動場の周辺案内や誘導経路を、来街者がわかりやすく、気持ちよく、楽しく利用するための様々な要素の整備やデザインの検討を行う。

(3) 業務内容(案)

平成28年年度末に世田谷区が策定予定の「『馬事公苑界わい』まちの魅力向上構想」を踏まえた上で、下記aで定めるエリアについては、5駅からのルートでそれぞれ区民参加によるまち歩きを実施した上でサイン等の整備計画を策定する。また、下記bで定めるエリアについては、サイン整備計画の策定及び公共施設の景観整備に関する提案をするものである。

<対象エリア>

a : 最寄りの鉄道駅5駅を基点とした馬事公苑界わい(別添「案内図1」参照)

b : 最寄りのバス停留所を基点とした大蔵運動場の周辺地区(別添「案内図2」参照)

1) サイン整備計画策定業務(対象エリア:a、b)

現地調査及び現況把握による課題の抽出

・既存サイン(60基程度)の現況把握と課題整理

・東京2020大会の開催を踏まえた誘導等の課題整理

・対象エリアaについては区民参加によるまち歩きを実施し課題抽出等に反映させる。まち歩きは、最寄りの鉄道駅5駅からを基本とする。

・まち歩きについては、各路線1回、各回20名程度の参加を予定している。なお、周知は委託者が行うが、周知に使用する案内状・資料作成等は受託者が行う。

・対象エリアbについては区民参加による課題抽出等は不要である。

新規サイン等の設置計画策定

・新規サイン等の設置計画策定

なお、サインは、案内サイン(地図入り)、誘導サイン(路面貼り付けタイプ含む)に加え、舗装材の工夫などの様々な手段により、目的地に関する情報を伝達する目的で設置するものとする。

・ICTを活用したサイン設置・運営計画策定

・既存サインの盤面変更

サイン整備イメージ作成(対象エリア:a、b)

1) に基づくサイン整備イメージフォトモンタージュを各路線ごと等に製作。(計15点程度)作画箇所については監督員の指示による。

2) 公共施設整備の提案及び計画検討業務(対象エリア:b)

アメリカ選手団のキャンプ地として使用される大蔵運動場周辺の公共施設調査及び課題整理。なお、調査箇所は監督員の指示による。

レガシーを考慮した景観整備についての提案図書の作成(イメージ図を含む)

公共施設とは、道路、公園、バス停、建物外構等の不特定の利用に供する場所とする。

3) 庁内検討会議及び各種打合せ等の運営支援

庁内検討会議への出席、資料作成及び会議録作成 5回程度

担当者との打ち合わせ、道路管理者・交通管理者協議への出席、資料作成及び打ち合わせ議事録の作成

区で開催する会議や打合せの資料作成及び会議において配布する資料等の印刷、必要に応じて説明補助を行う。

4) 報告書の作成

・報告書2部(A4版、一部カラー刷り含む)

・報告書の電子データ1部(媒体はCD-Rとする。CADやワード、エクセル等で作成したデータとする。PDF形式のみは不可。)

(4) 履行期間

平成29年6月上旬から平成30年2月28日まで(予定)

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

(3) 東京電子自治体共同運営における格付けにおいて、営業種目「都市計画・交通関係調査業務(取扱品目:地域・地区計画)」A~Cを有していること。

(4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。

(6) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

(1) 基本事項(提出書類の適正)

(2) 技術者実績等(技術者資格、実務実績、担当効果)

- (3) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (4) 特定テーマに対する提案（課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫等）
- (5) 業務実施方針（業務内容の理解、工程計画との整合性、担当効果）
- (6) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (7) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

## 5. 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区都市整備政策部都市デザイン課（担当：大谷、水野、田中）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2039 / FAX：03-5432-3084

E-mail：SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成29年2月24日（金）～平成29年3月10日（金）

2) 交付場所及び方法

世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

[トップページ](#) [くらしのガイド](#) [都市デザイン](#)

上記(1)にて窓口配布（土日を除く午前8時30分から午後5時まで）

### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成29年3月13日（月）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

### (4) 提案書の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成29年4月13日（木）午後5時まで（必着）

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

## 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

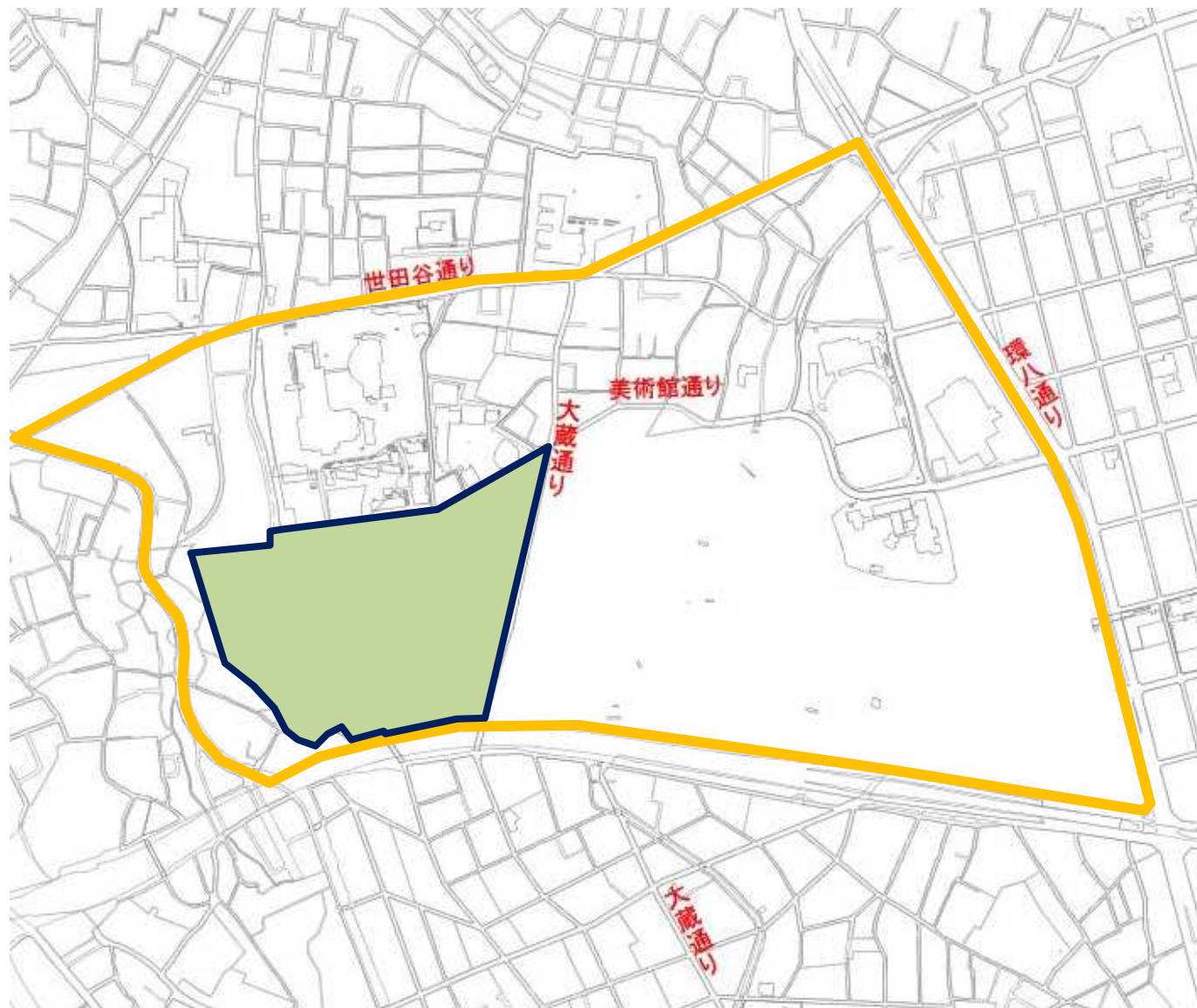
(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無し



(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5.(1)

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は、上記5.(2)の説明書による。

別添「案内図2」 大蔵運動場の周辺地区



-  …大蔵運動場及び大蔵第二運動場(キャンプ地)
-  …大蔵運動場の周辺地区(運動場の接しているエリア及び地域)

別添「案内図1」 馬事公苑界わい

